

組合 NEWS

Faculty and Staff Union of Kanazawa University
金沢大学教職員組合執行委員会
金沢市角間町
Tel.076-262-6009(FAX同じ) / 角間内線2105
E-mail kanazawa@ku-union.org
ホ-ムペ-ジ http://www.ku-union.org/

2011年8月5日

通巻 1167号

この号の内容

●団体交渉速報	1P
●団体交渉ルール（組合案）	4P
●情報提供方法改善の提案	5P
●新入組合員歓迎会の報告	6P
●地引き網体験の報告	7P
●ふれあいコンサートの報告	8P
●全大教教研集会の案内	8P

団体交渉〔速報〕

団体交渉ルールの作成

2010年度賃下げの代償措置

7月25日、29日に団体交渉を行いました。4月12日に調印した石川県労働委員会でのあつせん協定書において大学は、《労働協約の締結も含めた団体交渉のルールづくり》、《賃下げの代償措置について他大学の実施状況を勘案して誠実に交渉すること》を約束していました。協定書調印後3カ月を経て、ようやくの団体交渉となりました。

交渉には学長の委任を受けた脇坂理事（総務・人事担当）が交渉担当者として出席しました。以下で、交渉の概要をお知らせします。（詳細は後日発行予定の議事録にてご確認ください）。

団体交渉ルールの作成



団交前日の7/28午前には人事課と協議を行い、同日午後、改めて大学と組合の双方が交渉のルールを再提案しました。（組合案の詳細は4ページで確認ください）

団体交渉への学長の出席を求める

組合

- 大学の最高責任者である学長自身が団体交渉に当たることが誠実な交渉である。
- 学長の出席は労使双方にとって不利益はなく、欠席の理由はない。
- 学長の見解を聞くことは、学長を選んだ教職員の責任でもある。

大学

- 学長が出席する場合があっても良いが、労使関係に詳しい担当者（理事、総務部長など）が交渉を担当することが原則である。学長からも依頼を受けている。
- 学長の出席可能性を排除しない方向で調整する。

労使懇談への学長の出席を求める

組合

- 団体交渉以外でも（労働条件に直接関わる事項以外でも）、学長との直接対話の場が開かれていることは、大学当局、教職員の双方にとって望ましいことである。
- 2005年時の大学案には「学長の出席」が明記されている（2006～2008年に3回の懇談会を実施した実績もある）。しかし今回の提案では削除されており、後退している。

大学

- 労使懇談は、「学長の委任を受けた理事」が応じる。
- 全職員を対象とする学長懇談会の実施を検討している。しかし、組合のみを対象とした懇談会に学長は出席しない。

組合が委任した者の交渉出席を求める

組合

- ・組合が委任した者の交渉への参加は労働組合法第6条で認められており、当然の権利である。
- ・弱い立場にある労働者の当然の権利として認められている。

労組法第6条：労働組合の代表者又は労働組合の委任を受けた者は、労働組合又は組合員のために使用者又はその団体と労働協約の締結その他の事項に関して交渉する権限を有する。

大学

- ・学内問題に関する団体交渉であり、組合員との交渉が一義的な筋である。
- ・情報漏洩が危惧される。
- ・事前折衝での事前通告が担保されれば調整可能かもしれない。

事前折衝での事前通告が担保されることを条件に、認める方向で調整することを確認した。



2010年度賃金引き下げの代償措置の実施を求めます

組合

大学は人件費の確保を第一に考え、教職員を一番大切にすべきだ。

7/22、組合は賃下げの代償措置として以下の要求書を学長に提出しています。

◎職員に対しては研修費

- ・1人5万円以上を原則個人に対して措置。
- ・職務に関する自己研鑽やスキルアップなどに資する研修、自己啓発に係る書籍等の購入に係る経費を支援する。
- ・申請者全員に支給する。

◎教員に対しては研究費

- ・1人5万円以上を原則個人に対して措置。
- ・研究員、外部資金を原資とする研究者も対象に含める。

◎パート職員に対する特例報償金

- ・1人5万円以上を目安とする。

非組合員のオブザーバー参加を求める

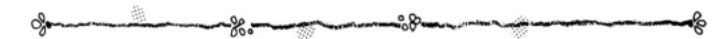
組合

- ・過半数代表者の出席を要求する。（昨年度の人勸に準拠した賃下げに関して、過半数代表者は、情報不足の中で意見書の提出を求められた。交渉への出席により、有益な情報を得た経験から、広く過半数代表者の交渉出席を求める。）

大学

- ・団体交渉は組合との関係のなかで実施さるべきである。過半数代表者の情報提供が不十分であるならばそれを見直す。

傍聴者については交渉担当者とは区別して認める方向で調整することで合意した



大学

- ・**人間社会5号館と総合教育2号館の間の連絡通路の経費に使用する。**

既に3800万円の予算措置を済ませており、今年度中に着工の予定。

- ・教員への代償措置は、教育、研究経費全体として措置しており、個人配分は行わない。
- ・職員への代償措置は、各部局に研修希望を照会し、38件の要望があった。全て実施予定。また、学外を中心としてスキルアップ研修など資格取得に必要なものを整備した。

大学が代償措置の対象リストの提示を約束

- ・パート職員への代償措置は、非常勤職員の人材活用の仕組みや運用、職務内容や責任の程度などが常勤職員と同等ではないこと及び総人件費の膨張に繋がることから困難。

運営費交付金が毎年減額されることが十分予測されるなかで、各年度の当初予算は減額分を考慮せずに作成されています。

これでは次年度移行の予算が厳しくなることは当然であり、人勸による賃下げ頼みの大学運営を行っていると言わざるをえません。

改めて代償措置の提案を求め、試案を提示するとの回答がありました。

団体交渉 参加報告

7. 25/29の団体交渉に出席して —学長の交渉出席はなぜダメ？—

7月25日・29日の労使交渉に次期書記長として、参加した。いろいろなことを疑問に思った。一番大きな疑問は、大学側は、労使交渉に学長を出さないよう、出さないようしていることである。

大学側の説明では、「学長が出席することで、大学側に不都合は生じない」あるいは「労使交渉がスムーズにならないということにはならない」。でも、学長を労使交渉に出席させない案を提示してくる。

少なくとも、賃金引下げの労使交渉の時くらい、学長が直接説明すべきであろう。それが誠意ある労使交渉、というものである。例えば、入学式には学長は必ず出席して挨拶をするが、この対応は、入学生に対する誠意というものである。入学式に学長が欠席しても法的には問題はないが、入学生は大学の誠意を感じられないであろう。ちなみに協坂理事に「学長が欠席する労使交渉でも、誠意ある交渉と云えるのか」と質問したところ、答えてくれなかった（質問に答えてくれないというのは、正直、誠

意ある対応ではないと思う）。

もう一つ疑問なのは、大学側が、労使交渉に於いて、労働者側の出席者の制限を試みたことである。労働組合が、労使交渉に於いて、代理人を立てることは、労働組合法第6条で認められた権利である。これを大学側が制限をかけるのは、コンプライアンス推進を心がける金沢大学の立場と矛盾しないか？

ちなみに大学側からの説明は、「情報漏洩が危惧される」だが、大学がコンプライアンスの状態ならば、漏洩されて困る情報などありえない。

2011年4月12日、大学と組合とで結んだ協定書では、「双方が誠意を持って交渉するものとする」とある。しかし、大学側の出してくる案は、法律内に過ぎないものだったり、法律を越えたものだったりする。説明を求めると、こちらの質問意図とは、ずらした説明を繰り返す。果たして、これは誠意ある交渉と云えるのであろうか？

(清水邦彦)

あっせん 協定書

申請者金沢大学教職員組合（以下「甲」という。）と被申請者国立大学法人金沢大学（以下「乙」という。）は、今次争議について、石川県労働委員会のあっせんにより双方合意に達したので、次のとおり協定を締結する。

- 1 甲と乙は、団体交渉に関するルールづくりについて、労働協約の締結も含め、双方が誠意を持って交渉するものとする。
- 2 乙は、平成22年12月期における期末勤勉手当引下げ及び12月期以降の基本給引下げを内容とする就業規則変更に伴う代償措置については、次の事項を原則として検討し、甲と誠実に交渉するものとする。

(1) 教職員全員に及びことを基本とすること。

- (2) 教職員の処遇改善及び労働環境改善に資することを基本とすること。
- (3) 具体的内容は、国立大学法人の公共性に配慮しつつ、他の国立大学法人における代償措置の実施状況等を勘案すること。

- 3 乙は、甲からの団体交渉の申し入れに対して、速やかに応じるとともに、誠実な交渉を行うものとする。
- 4 甲と乙は、今後とも円滑な労使関係の確立に努めるものとする。

平成23年4月12日

(関係当事者)

(甲) 金沢大学教職員組合 執行委員長 喜成年泰

(乙) 国立大学法人金沢大学

組合が求める団体交渉のルール

4/12の県労働委員会でのあっせん協定書調印後、団体交渉のルールに関して大学と数回にわたって協議を行ってきました。7/25に大学より提示された案をベースに改めて組合案を提示し、交渉に臨みました。概要は以下の通りです。なお、交渉は現在も継続中です。

1. 団体交渉

(1) 基本的事項

- ・大学と組合は、団体交渉に誠意をもって対応する。
なお、大学と組合の双方は団体交渉の秩序維持に努めるものとする。
- ・団体交渉は、組合員の労働条件及びこれに関連する事項について交渉する。
- ・組合は、大学に団体交渉を申し入れる場合は、少なくとも交渉希望日1カ月前迄に書面をもって行うものとする。但し、緊急その他やむを得ない場合は、この限りでない。
- ・大学は、団体交渉の申し入れを受理した場合は、1カ月以内に団体交渉を行うものとする。但し、大学と組合の双方が合意した場合は、この限りでない。
- ・大学は、労働条件を不利益に変更する場合は、教職員組合に対して団体交渉を申し入れるものとする。
- ・大学が教職員の労働条件を不利益に変更する場合は、少なくとも変更予定日目の6カ月前に団体交渉を行い大学としての方針を説明するものとする。

(2) 事前折衝

- ・大学及び組合が認めた場合は、事前折衝を行う。
- ・折衝事項：団体交渉の議題、開催日時・場所、出席者等の確認
- ・出席者
【大学】人事課長、人事課副課長(人事・給与担当)、人事課副課長(労務管理担当)、人事課職員係長
【組合】組合が必要に応じて決定する。
- ・折衝回数：原則として1回
(必要に応じて2回)



(3) 団体交渉

- ・出席者
【大学】学長もしくはその委任を受けた理事1名が出席すること。(必要に応じて担当理事、担当部長・課長・副課長・係長)
【組合】執行委員長もしくは執行委員長が指名又は委任する者
- ・交渉時間：概ね1時間30分程度
- ・交渉の中断：団体交渉を中断する場合は、次の日時について速やかに決定するものとする。

2. 労使懇談

(1) 基本的事項

- ・大学と組合は、団体交渉とは別に、労使間の意見交換の場として、1年間に1~2回の労使懇談を行う。
- ・懇談の議題、開催日時・場所、懇談時間、出席者等については、予め調整する。

(2) 労使懇談

- ・出席者
【大学】学長もしくは学長の委任を受けた理事が出席すること(必要に応じて担当理事・部長・課長・副課長)
【組合】執行委員長もしくは執行委員長が指名又は委任する者。
- ・懇談時間：概ね1時間程度
- ・全学的な労使懇談については別に行う。

3. 情報提供

就業規則を改正する際には、大学から教職員組合に情報提供を速やかに行い、意見交換を行う。

4. 団体交渉等のルールの変更

本ルールの修正等の申し出がなされた場合は、大学と組合の双方は誠意をもって協議するものとする。

提案

各種情報の提供方法改善に関する提案

2011年7月22日

国立大学法人金沢大学
学長 中村 信一 様

金沢大学教職員組合
執行委員長 喜成 年泰

各種情報の提供方法改善に関する提案

貴職におかれましては日ごろより金沢大学の教職員の労働条件の向上に向けてご尽力いただき、感謝に堪えません。

ご承知のように教職員の多忙化が顕著となり、健康で明るく落ち着いて、日々の業務に専念できる環境ではなくなっています。そのような中で日々多くのメールが配信され、その対処に多くの教職員が追われている状況が発生しております。受信したメールを確認し、関係のない場合は削除するだけでも労力がかかります。メール配信担当者の方についても所属全教員への転送の手間が発生します。

例えばこの夏、全国の国立他大学の夏季一斉休業の案内が一部の地区事務部より所属の教員・事務職員・研究員に対して、メーリングリストを通じて配信されました。

出張の際は、個別に先方の予定を確認しますし、一斉休業情報については各大学のWebページ上において公開され、容易に状況把握が可能な環境にあることから、現状のような情報提供は無用であると考えます。

そこで、教職員の多忙化を少しでも軽減するため、教職員への各種情報提供の方法に関して下記の提案をいたします。ご対応くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 金沢大学のWebページ上において特設コーナーを設置し、随時更新する。
2. 当該ページを設置した旨を全教職員に通知する。

活動日誌

6月



- 1日 10年度賃下げ問題について
人事課と協議
- 4日 釣り大会&水族館見学(能登島)
全大教中部ブロック単組会議
(名古屋)
- 7日 全大技術職員交流会議(東京)
女性部学習会
「21世紀の女性と仕事」
- 10日 第20回執行委員会
10年度賃下げ問題について
人事課と協議
- 14日 第4回推薦委員会
第1回選挙管理委員会
- 20日 北支部教研集会
いま改めて学域・学類体制
を考える
- 21日 第20回執行委員会
第7回女性部役員会
- 22日 次期役員候補者募集の公示
新入組合員歓迎会
- 24日 労働委員会あっせん協定事項の
誠実実施を求める要求提出
- 30日 第5回推薦委員会

6月24日☆ 〈新入組合員歓迎会〉に参加して

21世紀美術館内のレストランFusion21にて新入組合員歓迎会を開催しました。

参加者は新入組合員8名を含め総勢35名で、賑やかな会となり、組合員間の交流も深まりました。

プレイベントとして、21世紀美術館の無料ゾーンを大村雅章さん（学校教育学類）に解説をしていただきました。新入組合員より感想をご紹介します。



山本英輔と申します。本年度から本学学校教育学類（社会科教育専修）に所属することになりました。先日は、組合歓迎会にご招待頂きましたことに、あらためてお礼を申し上げます。

とても和やかな雰囲気の中で、おいしい料理を頂きながら、普段お話しする機会のない組合員の方々と楽しく色々なことを歓談することができました。皆さんとのお話は、新人の私にとって、とてもいい意味で「新人研修」にもなりましたし、「イニシエーション」にもなったと思っております。

労働をめぐる状況が今後ますます厳しくなることをうかがい、不安も感じるわけですが、皆さんとのこのような「結びつき」(Bund)こそは、そうした不安に対抗する力を与えてくれる気が致します。

なにぶん着任したばかりで、色々なことが分かりませんが、今後ともご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。

山本英輔（学校教育系）



活動日誌

7月



- 2日 全大教図書館部会（東京）
- 5日 女性部 絵手紙の会
- 8日 第22回執行委員会
- 8日 本会選挙公示
（投票期間…13日～19日）
- 9日 地引き網体験&バーベキュー
（白尾）
- 16日 附属病院ふれあいコンサート
- 19日 団体交渉ルールの作成等について
人事課と協議
- 20日 第8回女性部役員会
- 20日 第23回執行委員会
- 22日 第2回選挙管理委員会
教研集会
国立大学法人における
賃金交渉を考える
- 25日 団体交渉
（交渉のルール、賃下げの代償措置）
- 28日 理・工分会合同 部長懇談会
- 28日 団体交渉ルールの作成等について
人事課と協議
- 29日 団体交渉
（交渉のルール、賃下げの代償措置）
- 30日 女性部 暑気払い
- 31日 北支部 バーベキュー
- 30～31日 全大教定期大会（東京）

7月9日☆ 〈地引網&BBQ in 白尾〉に参加して

7月9日にかほく市白尾にて、恒例の「地引網体験&バーベキュー」を開催しました。潮の関係で予定より早く網を引きあげたため、残念ながら地引網体験はほとんどできませんでした。スズキ、アジなど大漁でした。また、バーベキューも大盛況で、子ども達はスイカ割りも楽しんでいました。参加者は大人63名、子ども34名、総勢97名の大会となりました。参加者の感想をご紹介します。



7月9日は、地引き網&バーベキューに家族（妻、小1の息子）と参加しました。地引き網は、去年も参加し、今年が2回目の参加でした。息子は、前日から水着を用意し、準備万端で就寝しました。

ところが、あろうことが、当日、家族で寝坊をしてしまい、金沢を出るのが7時過ぎとなってしまいました。津幡の高速道路みたいな国道を、一生懸命走ったのですが…、残念ながら地引き網には間に合いませんでした。

しかし、息子は、地引き網が出来なかったことはあまり気にせず、いそいそと水着に着替え、生まれて初めての海水浴を心ゆくまで楽しんでいました。私も、普段、同じ職場にいながらなかなかお話が出来ないでいた皆さんとの懇談を楽しみながら、暑い中一生懸命さばいたり焼いて下さった新鮮なお刺身やバーベキューを堪能しました。毎年、暑い中、準備をして下さっている方々に感謝感謝です。来年も、家族で参加出来たら良いな、と思います。

小林宏明（学校教育系）



地引あみにいって

ぼくは7月9日に地引あみにお父さんと参加しました。去年、初めて行ったときに楽しかったので、今年もお父さんにさそわれて行きました。

地引あみを引いて魚がたくさんとれたのでうれしかったです。小さなサメもいてびっくりしました。すごく大きな魚もとれました。その魚を焼いたりお刺身にしたりして食べました。イカの丸焼はとてもおいしかったです。お肉や焼きそばもたくさんありました。

その後、海で貝がらをひろったりして遊びました。スイカ割りではウソの誘いどりに引っかかって当たらなかったから残念でした。でも、スイカは甘くておいしかったです。だから来年も行って、今度はぜったいスイカを割りたいです。

小学4年 岩井俊達



7月16日 ふれあいコンサートを開催して

社会貢献の一環としての「ふれあいコンサート」を、7月16日（土）に金沢大学病院宝ホールにて開催した。四分会がこれまで企画してきたのであるが、今年は声楽曲のプログラムに決定され、浪川佳代、直江学美、門田宇、加藤純子の各演奏家による約一時間のコンサートは真夏での爽やかな一時であった。「オンブラ・マイ・フ」「日本の歌・愛唱歌」「オペレッタ」とプログラムは進行し、聴衆はときには涙しときには笑ったりと休む時がなかったかも知れない。



聴衆は患者（点滴をしながらの患者さんもありました）やその家族が中心で、普段の闘病生活から解放されたひと時であった、と思う。（谷井）



全大教 第23回教研集会のご案内

大震災・原発事故を機に問い直される社会と
高等教育の在り方に応えるために

日時／9月9日（金）13：00開会
～11日（日）16：00閉会

会場／東京農工大学



集会

- | | | |
|-----------|-----------------------------|-------------|
| ●9月9日（金） | 全体集会 | 13：00～17：30 |
| ●9月10日（土） | A分科会 | 9：30～13：45 |
| | 学習講座 | 14：00～17：30 |
| | ＜1.労使交渉の進め方 2.魅力ある組合と組織づくり＞ | |
| ●9月11日（日） | B分科会 | 9：30～13：00 |
| | 単組代表者会議 | 13：30～16：00 |

分科会テーマと趣旨

A分科会

- 1.大学の機能別分化と再編・統合の動きにどう向き合うか
- 2.団体交渉を通じて見てきたもの
- 3.大学における教育実践
- 4.男女共同参画
- 5.教員養成系大学・学部問題
- 6.東日本大震災および原発事故を受けて

B分科会

- 1.高等教育の充実に向けた実践を結び合わせる
- 2.魅力ある組合づくりの中で過半数組合を
- 3.教員の待遇・労働条件と教育研究環境
- 4.事務職員
- 5.技術職員
- 6.図書館職員
- 7.大学共同利用機関
- 8.附属学校
- 9.非常勤職員

参加ご希望の方は、
組合事務所までご連絡
下さい。